

山陽小野田市物品の調達等入札参加資格者に係る指名停止措置要領

平成20年9月3日制定

平成24年12月7日改正

平成25年9月13日改正

平成27年8月12日改正

(目的)

第1条 この要領は、山陽小野田市（水道局及び病院局を除く。）が発注する物品の製造の請負並びに物品の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務委託等（工事請負及び工事に係る設計等の業務委託を除く。）の契約（以下「物品の調達等」という。）の適正な執行を確保するため、競争入札参加資格を有する者（以下「有資格業者」という。）の競争入札等参加停止の措置（以下「指名停止」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表指名停止措置基準（以下「措置基準」という。）の措置要件の一に該当するときは、情状に応じて措置基準に定めるところにより、当該有資格業者に対し指名停止を行うものとする。

2 市長が指名停止を行ったときは、山陽小野田市財務規則（平成17年山陽小野田市規則第52号）第2条第8号に規定する契約担当者は物品の調達等のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3条 有資格業者が一の事案につき措置基準の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する指名停止の期間の下限期間（以下「短期」という。）及び上限期間（以下「長期」という。）の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ措置基準に定める短期の2倍の期間とする。
ただし、当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、この限りでない。

- (1) 措置基準の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、措置基準の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 措置基準第5号から第19号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、措置基準第5号から第19号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは措置基準及び前2項の規定による短期を2分の1まで短縮することができる。
 - 4 市長は、有資格業者が極めて悪質な行為をし、又は極めて重大な結果を生じさせたときは措置基準及び第1項の規定による長期を2倍まで延長することができる。
 - 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な行為が明らかとなったときは、措置基準及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
 - 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第4条 市長は、第2条の規定により情状に応じて措置基準の措置要件に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第3条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とするものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、措置基準第8号又は第10号に該当したとき、それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間（有資格業者である個

人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認められる肩書きの役員を含む。以下「代表役員等」という。）及び有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、物品の調達等を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外の者（以下「一般役員等」という。）の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、措置基準第8号又は第9号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前号の規定に該当することとなった場合は除く。）、それぞれ当該各号に定める短期に1カ月加算した期間

(3) 本市又は国の機関、他の地方公共団体、公社及び公団等（以下、「公共機関等」という。）の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する競売入札妨害をいう。以下同じ。）又は談合（同条第2項に規定する談合をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、措置基準第10号又は第11号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合を除く。）、それぞれ当該各号に定める短期に1カ月加算した期間

（指名停止決定等の通知）

第5条 市長は、指名停止の決定、指名停止の期間の変更又は指名停止の解除をしたときは、市の関係機関に対して物品の調達等に係る指名停止通知について（様式第1号）により、当該有資格業者に対して物品の調達等に係る指名停止通知書（様式第1号の2）により直ちにそれぞれ指名停止の通知をするものとする。また、指名停止期間の変更については物品の調達等に係る指名停止期間の変更通知について（様式第2号）により、指名停止の解除については物品の調達等に係る指名停止の解除通知について（様式第3号）により、当該有資格業者に対して遅滞なく通知するものとする。ただし、通知す

る必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

(改善措置の報告)

第6条 市長は、前条の規定により指名停止の通知を行う場合において、当該事案が市の物品の調達等に関するものであるときは、必要に応じて当該有資格業者から改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の制限)

第7条 市長は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号、第5号、第6号及び第8号に該当する場合はあらかじめ市長の承認を受けて随意契約の相手方とすることができる。

(下請等の禁止)

第8条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が物品の調達等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認しないものとする。

(指名停止に至らない場合の措置)

第9条 市長は、指名停止が行われなかった場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭による警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止に係る事務処理)

第10条 措置基準の措置要件に該当する事案が発生した場合、当該主管部長は、その状況を市長（監理室長）に物品の調達等に係る指名停止事案の発生通知について（様式第4号）により報告するものとする。

2 指名停止は、当該事案を確認した上、監理室で処理し、山陽小野田市物品の調達等指名競争入札参加者資格審査会に諮り決定するものとする。

3 報告に係る事案が指名停止にいたらなかった場合、前条に基づいて措置を行うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項について必要がある場合は、別に市長が定めるものとする。

- 2 指名停止を行った場合は、物品の調達等に係る指名停止措置の概要（様式第5号）により公表するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年9月3日から施行する。
- 2 指名停止の措置要件に該当する事由が、平成20年9月2日以前に生じたものについては、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成24年12月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月12日から施行する。